

第9号近江八幡市有機農業推進業務委託仕様書

1 件名

第9号近江八幡市有機農業推進業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務目的

近江八幡市（以下「市」という。）においては、有機農業の推進を通じて、人や自然が健やかであり、心豊かなライフスタイルの実現をめざして、令和7年3月31日に近江八幡市有機農業実施計画を策定した。また、令和7年5月に、琵琶湖や西の湖の豊かな自然と、多くの歴史文化に彩られたかけがえのない環境を守り、次世代に健やかで心豊かに暮らせる未来をつなぐため、「オーガニックビレッジ」を宣言したところである。

有機農業を推進するにあたり、有機農業に取り組む土台作りや担い手の育成、出口戦略の確立や有機農産物のPR、消費者意識の醸成などに取り組む必要がある。しかしながら、生産者の取組品目の種類や営農規模等によって直面する課題や適切な販路が異なってくることから、生産者の実態に即した戦略が求められる。

そこで、市内で有機農業に取り組む生産者の課題や現状を把握し、実態に即した生産者への支援及び市内事業者のニーズに応じた出口戦略の確立を進めるため、市内生産者の実態調査並びに事業者のニーズ調査の実施、調査結果の分析、課題の抽出及び調査結果に基づいた施策の提案等の業務を委託する。

4 業務内容（対象品目：水稻及び野菜）

（1）生産者の実態調査

- ・市内で有機農業に取り組む生産者（5名以上）に対して調査を行い、農産物の品目、数量、取組状況、販路及び課題等を把握し、報告書を作成すること。
- ・市内の有機農業に関心のある市内の生産者に対して調査を行い、関心のある品目や予定している規模や不安に感じていることなどを把握し、報告書を作成すること。
- ・報告書は、有機農業を推進している他の自治体との比較から市の特徴をまとめ、集計及び分析のうえ作成すること。

（2）市内の食品関連事業者（飲食店、ホテル、小売店、直売所等）のニーズ調査を行い、希望品目及び数量、時期、納品方法、その他、市産有機農産物の需要拡大につながる情報や課題等を把握し、報告書を作成すること。

（3）販路開拓支援

- ・（1）及び（2）の調査に基づき、市産有機農産物の特徴、量及び時期等に応じた販路（飲食店、ホテル、小売、直売所等）を具体的に複数提案すること。
- ・市の特定区域（円山町及び北之庄町の一部）において令和8年度以降に予定している新たに有機農業に取り組む生産者（水稻）に対する販路を複数提案すること。

- ・市の特徴を踏まえた市産有機農産物のブランド化に向けた企画の提案を行うこと。

(4) その他

- ・有機農業支援に関するサービスで活用できるものがあれば提案すること。特に、業務効率、業務軽減及び経費削減につながる方策があれば提案すること。

5 守秘義務

受注者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、成果物（業務の遂行過程において得られた記録等を含む。）がある場合、他に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、市の承諾を得た場合は、この限りではない。

6 成果品

- ・生産者実態調査報告書（集計及び分析含む） 1部
- ・事業者ニーズ調査報告書（集計及び分析含む） 1部
- ・販路開拓支援の提案書 1部
- ・市有機農産物のブランド化に向けた提案書 1部
- ・業務全体のまとめ報告書（A4規格5～8ページ程度） 1部
- ・市との打ち合わせ記録 1部

※なお、成果品については、書面とデータ（CD-R等）を併せて提出すること。

7. 成果品等に係る著作権等

(1) 本契約に基づく成果品等（印刷物及び版下や各種電子データ等）は、市への成果物の引渡し完了と同時に市に移転するものとし、成果品等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡し完了と同時に市に譲渡されるものとする。また、受託者は成果品等に係る著作権人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。

(2) 受注者は、市の承諾を得ることなく成果品等を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。

(3) 受注者は、市に引き渡した成果品等の全てについて、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証すること。また、著作権等の侵害が判明した場合には、その損害を補償するなど必要な措置を講じること。

(4) 受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の知的財産を使用するときには、その使用に関して責任を負うこと。

8. その他

(1) 業務の実施にあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。

(2) 業務の実施にあたり、内容等について市と十分協議すること。また、関係者や市の関係事業・施策と十分に連携すること。

（３）本業務に係る仕様記載事項については、今後状況に応じて変更する場合があります、その変更には契約金額の範囲内で可能な限り柔軟に対応すること。

（４）受注者は、委託業務の期間中、市と定期的に連絡調整、報告・共有を行い、円滑な業務の実施に努めなければならない。

（５）再委託を行う場合は、事前に市の承認を得ること。

（６）契約違反又は違反のおそれがある場合は、速やかに市へ報告し、指示に従うこと。

（７）見積には、委託業務に必要な費用の一切を含めること。